

第4章 まちづくりの方針

第4章 まちづくりの方針

1. まちづくりの方針の体系

まちづくりの方針とは、まちづくりの基本理念および将来都市構造を実現するため、個別の部門別に関する方針である。

黒石市都市計画マスタープランでは、まちづくりの推進を図るため、「(1) 区域区分決定の方針」「(2) 土地利用の方針」「(3) 自然・地域資源を活かす方針」「(4) 都市環境形成の方針」の4つの観点から方針を示す。

(1) 区域区分決定の方針

→ 本市における都市計画区域における区域区分の方向性を示す。

(2) 土地利用の方針

→ 5ゾーンに土地利用を類型化し、各土地利用の方向性を示す。

(3) 自然・地域資源を活かす方針

→ 自然環境を基盤としたまちづくりの方向性を示す。

① 環境共生・景観形成の方針

② 緑と水辺のネットワーク方針

(4) 都市環境形成の方針

→ 居住環境の向上を図るまちづくりの方向性を示す。

① 道路網整備の方針

④ にぎわいのあるまちづくりの方針

② 交通体系整備の方針

⑤ 住みよい住宅・住環境整備の方針

③ 公共公益施設の整備方針

⑥ 防災まちづくりの方針

実現化の方策

→ まちづくりの方針を実現化させる方法・取組みを示す。

1. 実現化方策

2. 住民参加のまちづくり

(1) 区域区分決定の方針

① 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

黒石都市計画区域は現在のところ区域区分を定めていない。

近年、人口はやや減少傾向にあり、今後、急激に増加する可能性は低いと考えられる。

産業については、工業出荷額、商業販売額ともに減少傾向にあることから、今後、産業活動が急激に拡大する可能性は低いと考えられる。

また、周辺都市からの強い市街化の圧力を受けやすい地勢にはあるものの、現在のところ強い市街化の圧力もないことから、今後、無秩序に市街化が進行する恐れは少ないと考えられる。

さらに、本地域の市街地の外周に広がる農地や山林等の自然環境については、概ね農振法、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化圧力を適切に制御している状況にある。

このことから、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考え、本地域には区域区分を定めないものとする。